個人情報取扱特記事項

別紙２

（個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止）

第1条　受注者は、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第2条　受注者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第3条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（委託目的以外の個人情報の使用禁止）

第4条　受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

（個人情報の複写及び複製の禁止）

第5条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6条　受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

（個人情報が掲載された資料等の返還義務または廃棄義務）

第7条　受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還または廃棄しなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第8条　受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。